

## 【補助金の申請について】

### ●前提条件

令和7年12月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い事業者、または、令和8年1月～3月に新規で開設した事業者

### ●補助金交付予定時期

令和8年6月下旬

### ●補助金額

以下の【算定式】により算定した金額。ただし、交付申請額を上限となります。

【算定式】被保険者ごとの補助額 = 基準月（※1）の介護総報酬 × 交付率

### ●賃金改善及び職場環境改善の対象期間

基準月（※1）から実績報告時まで

実績報告書の提出時点で本補助金の要件（賃上げ実施等）を満たしていない場合、既に交付を受けた補助金は返還となります。

（※1）基準月について

- ・令和7年12月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い事業者  
→令和8年1月～3月の任意の月を各事業所にて選択
- ・令和8年1月～3月に新規で開設した事業者  
→原則、初回サービス提供月（ただし、初回サービス提供月における総報酬額が著しく低い場合等においては、事業者の判断により1月～3月の任意の月の総報酬とすることも可能）

## ●交付申請受付期間

令和8年4月1日（水曜日）から同年4月30日（木曜日）まで ※消印有効

## ●提出方法

電子申請または郵送によりご提出いただけます。

- ・電子申請

[県の電子申請フォームはこちら](#) ※令和8年4月1日（水曜日）9時以降にアクセス可能です。

- ・郵送

（郵送先）

〒700-0901

岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル4F 株式会社キャリアプランニング内

※同じフロアにテナントが複数社入っているため、送付の際は社名まで記載をお願いします。

宛名は、『岡山県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業事務局』でお願いします。

## ●提出書類（様式は県ホームページよりダウンロードいただけます。）

- ・交付申請書（第1号様式）

- ・計画書（基本情報入力シート、別紙様式2-1、2-2、2-3）

※別紙様式2-1 ⇒処遇改善加算対象サービスについて、補助金を申請する場合

別紙様式2-2 ⇒処遇改善加算対象外サービスについて、補助金を申請する場合

## ●留意事項

- ・申請書類等の作成において、事業所番号や申請する介護サービスの誤りがないようご確認ください。

申請いただいた内容で補助金の算定を行いますので、万が一漏れや誤りがあった場合、正しく算定できない可能性があります。

例）事業所の廃止等に伴う事業所番号の変更がないかご確認ください。

(介護予防) と付くサービスは、それぞれ別々に申請いただきますので、両方のサービスを申請される場合は、必ず分けて申請してください。

- ・原則、電子申請でのご提出をお願いします。
- ・ご提出の際は、提出書類が揃っていることを必ずご確認ください。
- ・ご提出いただいたあと、事務局にて書類の内容を確認させていただきます。内容の確認等のため、連絡させていただくことがあります。